

償却資産に対する課税

償却資産とは、土地・家屋以外のもので、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることのできる資産（構築物、機械装置、器具、備品など）をいいます。

償却資産は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、資産取得価額および耐用年数に応じた原価率を基準として評価します。

町内に事業用の償却資産（貸し付けているものを含む）を所有している人は、毎年1月1日現在の資産所有状況を同年の1月31日（休日の場合はその翌日）までに申告する必要があります。

固定資産の利用状況が変わったときはご連絡ください

土地の現況や利用状況が変わったとき、家屋を取り壊したとき、新・増築したとき、また、リフォームで家屋を住宅に変更したときなどで住宅用地に関する異動があった場合などは、お手数ですが、町民税務課までご連絡ください。※固定資産の評価・課税を適正に行うため、地方税法の規定に基づき、実地調査に伺う場合がありますのでご了承ください。

納税義務者の相続について

固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡している場合は、相続人の中から代表者を申し出ていただきます。未登記家屋を所有している場合は、所有者変更の手続きが必要です。詳細は町民税務課にお問合せください。

便利で確実な口座振替

納税は、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替は、預貯金口座のある金融機関または郵便局で申し込むことができます。当月の納期限から口座振替をご希望の場合は、町民税務課にお越しください。

お手続きには、納税通知書と身分証明書・口座のお届け印鑑・通帳またはキャッシュカードをお持ちください。※口座振替済み通知書は送付しておりませんので、納付（振替）の確認は通帳への記入にてお願いします。※預貯金不足により口座振替できなかった場合は、後日送付される納付書でお納めください。なお、振替方法が全期前納だった場合は、第1期分のみ納付書をお送りします。第2期分以降は期別ごとの口座振替となります。

登記の相談について

登記に関する相談は、法務局で受け付けています。（福井地方法務局武生支局 TEL 0778-22-0194）

- 売買や相続による所有権移転など
- 全部事項証明書などの取得

■ 問合せ 町民税務課 固定資産税係 TEL 0778-47-8014

「(仮称)鉢伏山風力発電事業」、「(仮称)福井藤倉山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会の開催について

環境影響評価法に基づき「(仮称)鉢伏山風力発電事業」および「(仮称)福井藤倉山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書を縦覧に供するとともに、住民説明会を開催します。

	(仮称)鉢伏山風力発電事業	(仮称)福井藤倉山風力発電事業
事業者名	中部電力株式会社 〒461-8680 愛知県名古屋市中区東新町1番地 株式会社OSCF 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村町ビル8階	JR東日本エネルギー開発株式会社 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村町ビル9階
縦覧場所	役場建設整備課、今庄事務所、河野事務所 以下ウェブページからもご覧いただけます。 http://oscf.co.jp/	役場建設整備課、今庄事務所、河野事務所 以下ウェブページからもご覧いただけます。 http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/
縦覧期間	1月29日(金)から3月1日(月)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)	1月26日(火)から2月25日(木)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)
住民説明会	2月9日(火)午後6時30分 今庄住民センター 大ホール	2月6日(土)午前10時00分 今庄住民センター 大ホール
提出方法	ご意見やご質問は、住所・氏名・電話番号・内容をご記入の上、事業者宛てに郵送または、縦覧場所に設置してある意見箱への投函をお願いします。	
■ 問合せ	株式会社OSCF (担当 牧野) TEL 03-6457-9979	JR東日本エネルギー開発株式会社(総務部 広報担当) TEL 03-6206-6076

知っとく! なっ得!



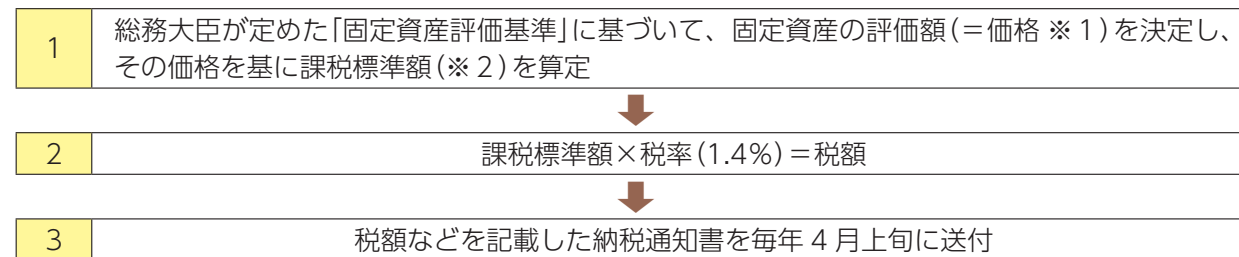
町の税金あれこれ

第4回

今月は、**固定資産税**についてご説明します。

固定資産税とは、土地、家屋、償却資産（業務用の機械、備品など）を「固定資産」といい、それにかかる税金が「固定資産税」です。毎年1月1日現在の固定資産の所有者が、固定資産の所在する市町村に納める税金で、行政サービスを提供する町の財政を支えています。

税額算定の流れ



- ※1 実際の売買価格とは異なります。
- ※2 同一の方が町内に所有する固定資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額以下の場合は、固定資産税が課税されません。〔土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円〕

土地に対する課税

土地の固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目に関わりなく、毎年1月1日の利用状況に基づいて認定します。地目によって計算方法が異なるため、土地の利用状況を変えると税額が変わる場合があります。



住宅用地の特例

住宅が建っている土地には、「住宅用地の特例」という課税標準額の軽減措置があります。住宅1戸につき200㎡までは小規模住宅用地の特例が適用され、固定資産税課税標準額が評価額の6分の1になります。そのため、住宅が建っている土地と建っていない土地とでは税額に差が生じます。

区 分		固定資産税
小規模住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡までの部分	評価額×1/6
一般住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡を超え、家屋の延床面積の10倍までの部分	評価額×1/3

家屋に対する課税

新築住宅に対する税の軽減措置

新築後3年度分（地上3階建て以上の耐火・準耐火建築物は5年度分）は、床面積120㎡まで固定資産税額の2分の1が減額されます。例えば、木造2階建てで床面積100㎡の新築の居宅（評価額および課税標準額800万円）を取得した場合の税額は次のとおりです。

固定資産税の税額	(課税標準額) (税率)	(税額)
	800万円×1.4%＝11万2,000円	11万2,000円×2分の1＝5万6,000円

- 減額期間
- 一般住宅……………新築後3年度分（3階建て以上の中高層耐火住宅などは5年度分）
 - 長期優良住宅……………新築後5年度分（3階建て以上の中高層耐火住宅などは7年度分）